

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区新木場4丁目1-30

氏名 日本サンティション株式会社

代表取締役 植田 健

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

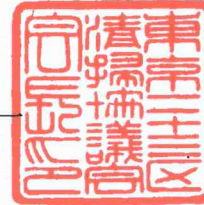
大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年12月4日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設  
株式会社Jバイオフードリサイクル
- 作業場所 大田区の区域内
- 許可期間 令和4年12月1日 から  
令和6年11月30日 まで
- 許可の条件  
保管・積替施設については、以下のとおりとする。
  - ・設置場所は、東京都大田区京浜島二丁目18番7号とする。
  - ・保管する一般廃棄物の種類は、普通ごみに限る。
  - ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
  - ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。

1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。